

小野達也著

MINERVA社会福祉叢書43

## 『対話的行為を基礎とした 地域福祉の実践』

— 「主体—主体」関係をきずく』

評者：田村 哲樹

### はじめに

本書は、地域福祉という具体的かつ実践的な分野にとって、政治・社会哲学者であるユルゲン・ハーバーマスのコミュニケーション的行為とそれに基づく「対話的行為」という、抽象的かつ規範的な構想が重要であることを説くものである。このような組み合わせは、堅実な研究方針には見えないかもしれない。それにもかかわらず、著者は、地域福祉にとってこそ「コミュニケーション的行為」を踏まえた「対話的行為」が重要であることを論じていく。以下では、まず本書の内容を、対話的行為を直接的に論じている第5章までの叙述に基づいて整理する。その後、本書の意義を述べ、若干の疑問を提示する。

### 1 本書の内容

まず、「対話的行為」とは何かを確認しておこう。それは、「何らかの事柄について妥当要求を掲げて話し合い、合意にもとづく了解をすることで相互主観性を形成し、それにより互いの行為を調整すること」である（3頁）。その基本的な形は、「発話行為（妥当要求とその理解）」—「合意形成」—「行為遂行・調整」である。話し手が掲げる妥当性を聞き手が承認で

きない場合には、「討議」を行う（83—84頁）。「対話による合意形成」を経ずに「ただ個人の目的達成を目指す」のは、対話的行為ではない。たとえば、「本人の意向をそのまま受けて援助実践を行う」ことは、「戦略的行為」である（149、167頁）。

なぜ「対話的行為」が重要なのだろうか。その理由は、地域福祉における二つの課題、すなわち「隘路」と「主流化」への応答に求められる。まず、隘路とは、「地域福祉の進展に伴って「主体—客体」関係が形成され、人々が対象化、客体化されることによって地域福祉のもつ可能性が狭まっていく状況」を指す。ここで「客体化」とは、「実践の関与者が、実践の過程で周辺化されてしまい、実質的な参加や成果の享受から排除されてしまうこと」を意味する。地域福祉の課題は、「実践での客体化」をいかに生み出さないかである（76頁）。次に、「主流化」については、次のように説明される。地域福祉が重要となるにつれて、「実績や業績という成果が求められる」。具体的には、「地域福祉計画の立案や必要な事業の立ち上げ、提供されたサービスの量や対応したケース数など」が、その指標となる。地域福祉の主流化においては、「その成果を高めるためにいかに『正しさ』に基づいて実践を進められるか」が重要である。なぜなら、「『正しさ』に基づく実践ができれば問題解決や目的実現の可能性が高まる」からである（76—77頁）。

対話的行為は、この二つの課題を実現するために重要である。第一に、対話的行為を通じて「合意した内容に基づいて互いの行為を遂行すること」（86頁）で、客体化の隘路を回避できる。第二に、地域福祉実践の主流化における「成果」の達成も、対話的行為によって可能になる。なぜなら、対話的行為は「真理性、社会性、誠実性という基準によって、正しさ〔を〕生み出し

ていく方法だから」であり、そのような「正しさ」をもとにした方が、「不明確で非社会的で不誠実な根拠よりも的確な対応を産み出すだろうことは想像できる」からである。その結果、「成果も上がる」と考えられる（88頁）。

しかしながら、対話的行為については、その非現実性への疑問が提起され得る。この疑問に対して、著者は次のように答える。第一に、対話的行為と地域福祉との間には、ある種の親和性が存在する。なぜなら、地域福祉の実践は、生活の場における援助者・当事者・住民の対面的な相互作用の中で、「問題が把握され、援助計画が立てられ、実行に移される」ものだからである（98—99頁）。第二に、対話的行為の条件を考慮することである。ハーバーマスの「コミュニケーション的行為」においては、人々の言語能力と行為能力が前提とされている。しかし、これでは、「言語能力や行為能力が欠けている場合はコミュニケーション的行為から排除され」てしまう。これに対して地域福祉の領域では、「言語能力や行為能力に障害を抱える人々がいるのは当然のこと」であり、その実践は、そのことに対する何らかの支援を伴うものと考えべきである。それゆえ、対話的行為の用語が、「支援つきコミュニケーション的行為」の意味で用いられる（100—101頁）。

それでは、対話的行為によって対応されるべき地域福祉における問題は、どのように発生するのだろうか。著者は、「システム—生活世界」図式に依拠して、対応されるべき「生活問題」の発生の仕組みとパターンを明らかにしようとする。ハーバーマスの場合は、システムによる生活世界への過度の侵入が「病理」を引き起こすとされる。ただし、著者の場合は、包摂—排除軸も立てることで、生活問題の発生には、①「包接型」の「システムによる生活世界の植民地化」、②「排除型」の「システムによる生活

世界の植民地化」、③「包接型」の「生活世界への沈潜」（伝統型包摂）、④「生活世界での排除」、の四つのパターンがあり得るとする（123—126頁）。これらに取り組む際には、「対等性の確保」「生活世界のイニシアティブ（の尊重）」「現実性の原則」が必要である（128—131頁）。

以上が、対話的行為に基づく地域福祉の基本的構想である。これに加えて、第5章では、地域でのソーシャルワークにおいてどのように、あるいは、どの程度対話的行為が見られるのかについて、大阪府の三市における事例集・報告書を対象とした分析が行われている。そこでは、「対話的行為」を「資源」「対話」「支援」に分け、それぞれの事例においてこれらの三つの要素がどの程度見られるかが検証されている。その結果、「資源」が見られるケースが相対的に多いがそれ以外は少ないこと、ただし、「会話」自体はそれなりに見られると思われるため、「対話」の基準次第では検討結果も変化しうるのであること、それでもやはり、「発話行為—合意形成—合意による行為調整」という対話行為の基本ユニットの全体が現われているものはほとんどなかったこと、などが明らかになった（159—162頁）。それでも著者は、分析から得られる示唆として、次のようなことを述べている。たとえば、「住民同士の対話」などは、上記基本ユニットの枠組みに近く、そのような取り組み次第によって地域福祉の活動に納得して取り組むことができる可能性がある（162頁）。また、対話的行為の「理念を共有し、その内容を確認すること」の重要性も述べるができることとされる。「対話的行為を内実化するためには、理念レベルの位置づけを欠くことはできない」のである（166頁）。

## 2 本書の意義

評者の専門（政治学・政治理論）から見た本

書の第一の意義は、規範的な政治理論と福祉をめぐる経験的研究とを結びつける一つの構想を提示していることにある。政治学において、規範的な考察は「政治理論」や「政治哲学」などと呼ばれる分野において行われるものであり、それは事実・実在を扱う経験的ないし「実証的な」政治学とは異なるとする理解が、広く普及しているように思われる<sup>1)</sup>。この状況が必ずしも政治学だけに限られないであろうことは、著者自身が、ハーバーマス理論の活用状況は決して盛んではなく、「基本的に哲学的な理論であるので、教育、医療、社会福祉・ソーシャルワークという実践的な科学領域でそのまま活用することの難しさはある」と述べていることから窺われる(68頁)。このような状況の中で、本書が、ハーバーマスのコミュニケーション的行為の概念を修正した「対話的行為」の概念と「システム—生活世界」図式との地域福祉研究にとっての意義を理論的に探求し、第5章において、実際の地域福祉における対話的行為の程度を経験的に検証しようと試みたことは、大きな意義を有すると思われる。

規範と経験との関係について、もう一点、述べておくべきことは、規範に関する経験的研究に対する著者のスタンスである。ある規範(たとえば「対話的行為」)について経験的に研究を行ったとする。その結果、当該規範の存在は確認できなかったとする。その際、そのような「事実認識」からどのような示唆を引き出すかについては、少なくとも二つの立場があり得る。一つは、経験的に検証できない以上、そのような規範の意義は認められない、とする立場である。もう一つは、このような経験的検証の結果を、規範と現実との距離として受け止め、どのようにすればこの距離を埋めることができるかを考えるべきだ、とする立場である。どちらもあり得るとはいえ、前者の立場を取る限り、規

範と経験的研究との相性はあまりよいものとは言えない。なぜならば、「望ましい」規範とは、しばしば、少なくとも現時点においては現実としては存在しないものだからである。

著者は、上記の二つのうち、後者の立場を取っている。なぜなら、著者は、「対話行為の基本ユニットの全体が現われているものはほとんどなかった」(162頁)と言いつつ、だからといって、ゆえに対話的行為の存在は検証できなかったという結論を導くわけでもないからである。むしろ、著者はいくつかの対話的行為の「可能性」を見出す解釈を提示している(163頁)。さらに、著者が資料的制約に言及していることも重要である。すなわち、著者は、分析対象となった事例集・報告書が「対話的行為を意識して書かれ」たものではないために、「現場での対話実態を反映しているとは言えない」ことを指摘する。当たり前の指摘に見えるかもしれないが、規範理論と経験的研究との関係を考える場合には重要である。すなわち、規範的命題が経験的に検証されなかった場合、その理由は、規範的命題の妥当性にではなく、経験的なデータ・資料の方にあるかもしれないのである。

本書の第二の意義は、民主主義論としてのそれである。社会福祉をめぐる政治学や社会学の研究は、しばしば福祉と民主主義の関係に焦点を当ててきた。最も典型的なものとして、アクターの政治戦略の違いによって福祉国家レジーム形成の違いを説明した、エスピン—アンデルセンの著作(1990=2001)を挙げることができる。本書で著者が「包括型の植民地化」(124頁)と呼ぶ状態も、民主主義の回路が十分に機能していない状態での(国家・官僚制による)社会福祉の実施によって生じるものと理解することができる。そうだとすれば、社会福祉見直しの議論が新たな民主主義のあり方についての議論と結びつくことは、不思議なことではない。

実際、ハーバーマス自身が「生活世界の植民地化」の観点から福祉国家を批判しつつ、討議（熟議）に基づく民主主義を通じた「福祉国家の再帰化」を展望しようとしたのも、彼が社会福祉と民主主義との結びつきの重要性を認識していたからに他ならない。社会福祉は、単に一定の量的な給付・供給が行われればそれでよいのではなく、ある種の民主主義とセットでなければならないのである。

とはいえ、福祉国家の再考を民主主義の再考と結びつける研究は、必ずしも多くはない。その一つは、トニー・フィッツパトリックによる「熟議福祉 (deliberative welfare)」の提案である (Fitzpatrick 2003)。これは、福祉の内容について、あらかじめ定義されたものと考えのではなく、その供給者と受給者とが熟議を通じて決めていくべきとする考え方である。宮本太郎もまた、日本における福祉レジーム再編を論じる中で、福祉政治における「デモクラシーの深化」の可能性に言及している。そこでは、「さまざまなケア、介護のニーズへの対応」という局面において、当事者を含む様々な関係者が熟議を行いつつ、解決の道を模索する可能性が述べられている (宮本 2008 : 182)。本書は、こうした「熟議福祉」のあり方を、より具体的な次元で構想する試みとして、大変貴重である。

とりわけ興味深いことは、著者が対話的行為ないし「熟議福祉」実現のための条件について十分に注意を払っていることである。特に、支援・援助が必要としつつ、それでも著者が「対話的行為」にこだわっていることは、民主主義論、特に熟議民主主義論に重要な示唆を与える。なぜなら、熟議民主主義論に対しては、熟議や対話ができない人々の排除という疑問が示されるからである。この疑問をそのまま受け入れ、熟議・対話の意義を否定する道もあり得る。しかし、著者は、そうではなく、熟議・対話の意

義を認めるがゆえに、それに対する支援・援助の重要性を説く、という道を選択している。著者のこのような議論の仕方は、「熟議のハードケース」に、その理念を手放さずに向かい合うための、一つの方向性を示している。

### 3 疑問

本書に関する疑問として、三点を挙げておきたい。第一の疑問は、「正しさ」と「成果」との関係についてである。著者は、地域福祉の主流化において「実績」や「成果」が求められることになるが、それらが高めるためには「いかに『正しさ』に基づいて実践を進められるか」が重要となる、と述べる (76—77頁)。しかし、「正しさ」を求める際に対話的行為に依拠することは、果たしてどこまで適切だろうか。

ここで「正しさ」とは、状況を正しく認識するという意味である。地域福祉の現場では、「状況をどう確認するか」がそれへの対応を左右する、というわけである。例として挙げられているのは、ごみ屋敷やホームレスなどが地域福祉の対象かどうかについての認識、しつけなのか虐待なのかについての判断、そして、支援が必要な孤立なのか孤独の謳歌なのかの判断、である (95頁)。

問題は、対話的行為は「手続」であり、それゆえ、それを通じた「正しさ」は特定の内容をあらかじめ担保するわけではない、という点である。対話的行為の結果、「ごみ屋敷やホームレスは地域福祉の対象ではない」、「虐待ではなくしつけである」、「支援が必要ではなく孤独を謳歌している」といった結論が得られる可能性もある。もちろん、対話的行為は、単に話し合うだけではなく、主張の妥当性を判断するものである。したがって、それは、対話的ではない行為よりも、合意内容を一定の範囲内に収める可能性が高いと推測できる。評者の見る限り、

著者もまた、必ずしも明確には述べていないものの、真理性・社会性・誠実性という多様な観点からの判断は、「一面的な認識に基づく実践」よりも相対的に「正しい」結果をもたらし得ると考えていると思われる。それでも、だからといって対話的行為が特定の結論を必然的に導くまで言うことはできない。もし、そのように述べたいのであれば、対話的行為ではなく、より実体的な「正しさ」についての規範的基準を擁護すべきである。本書には、対話的行為と「正しさ」をめぐる、このような緊張関係についての認識が、やや希薄であるように思われる。

第二の疑問は、ハーバーマスの「システム—生活世界」図式採用の適切性についてである。著者は、「生活問題」には、システムだけでなく、生活世界に由来するものもあるとする。しかし、問題は、こうして生活世界に由来する問題をも想定することが、ハーバーマス自身の「システム—生活世界」図式を無効化する可能性を持つ、という点である。もしも生活世界にも由来する「問題」があるのであれば、「システム」と「生活世界」との区別に、単なる領域的な区別以外に、どのような意味があるのだろうか。むしろ、このような区別は必要なく、対話的行為と戦略的行為の区別だけで十分、とならないだろうか。つまり、どのような領域であれ、対話的行為が失われた時に生活問題は発生すると言えば、それで十分ではないだろうか。

第三の疑問は、「現実性の規則」の理解の仕方についてである。著者は、現実の福祉実践援助では、合意形成ができない場合もあり得るが、現実にはそれでも「何らかの手当て」が行われなければならない。それゆえ、「妥協」「闘争」「強制」という方法も認めた対応を行わなければならない、と述べている。著者は、これらの方法を「理念的な対話的行為の枠外にある」としている(130頁)。確かに、ハーバーマス

に忠実に従う限り、著者の理解は正しい。しかし、その結果として「妥協」「闘争」「強制」を「対話」とは異なっており、「正しさ」の「共有」という点で難点を持つ方法として位置づけてしまうことになる。ここでは詳述できないが、評者としては、これらの方法も熟議的・対話的に解釈する道を選びたい(田村 2008)。ただし、評者のような方針をとると、概念の過度な拡張(conceptual stretching)の恐れも生じる。それを回避するためには、「熟議」「対話」の構成諸要素と、「妥協」「闘争」「強制」諸概念との丁寧な突き合せが必要であろう。

#### おわりに

いくつかの疑問も提示したものの、もちろん、そのことによって本書の意義が損なわれるわけではない。本書は、社会福祉学の分野を超えて、社会科学における規範と経験との関係、および、社会保障と民主主義との関係といった、他の分野にも共通するテーマに対しても、大きな貢献を果たす研究と言い得る。

(小野達也著、MINERVA社会福祉叢書43『対話的行為を基礎とした地域福祉の実践——「主体—主体」関係をきざぐ』ミネルヴァ書房、2014年4月、vii+257頁、定価5,000円+税)  
(たむら・てつき 名古屋大学大学院法学研究科教授)

#### 〈参考文献〉

- 井上彰・田村哲樹編(2014)『政治理論とは何か』風行社。  
 エスピング-アンデルセン、イエスタ(1990=2001)(岡沢憲夫・宮本太郎監訳)『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房。  
 田村哲樹(2008)『熟議の理由——民主主義の政治理論』勁草書房。  
 宮本太郎(2008)『福祉政治——日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣。  
 Fitzpatrick, Tony (2003) *After the New Social*

Democracy: Social Welfare for the Twenty-First Century, Manchester University Press.

(1) 政治学における規範と経験との分離の一端は、井上・田村編（2014）、田村（2008：第6章）から窺い知ることができる。

## 法政大学大原社会問題研究所 ワーキング・ペーパー（旧調査研究報告）のご案内

ワーキング・ペーパーは、教育研究機関からのお申し込みに関り、無料で配布しております。個人・一般の方には実費で頒布しています。入手ご希望の方・機関はご連絡ください。

No.	タイトル	発行年月
53	<b>最新刊</b> 持続可能な地域における社会政策策定にむけての事例研究 Vol.4－倉敷市政と繊維産業調査および環境再生・まちづくり調査報告－（500円）	2015年3月
52	持続可能な地域における社会政策策定にむけての事例研究 Vol.3－倉敷地域調査および桐生繊維産業調査報告－（500円）	2014年4月
51	棚橋小虎日記（昭和十八年）（500円）	2014年1月
50	持続可能な地域における社会政策策定にむけての事例研究 Vol.2－繊維産業調査および公害病認定患者等調査報告－（500円）	2013年4月
49	電産中国関係資料（300円）	2013年3月
48	協会の企業調査資料（300円）	2012年4月

法政大学大原社会問題研究所 〒194-0298 東京都町田市相原町 4342  
tel:042-783-2305 fax:042-783-2311 e-mail oharains@adm.hosei.ac.jp